# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和6年2月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務					
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、保育及び教育・保育給付の支給等を実施する。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。  ①保育所入所手続きに関する事務 児童の保護者から、省令等の定めるところにより保育所等の入所に関する手続き等を行う事務。 ②給付及び費用の徴収に関する事務 子どものための教育・保育給付に関して必要に応じて認定又は認定の取り消しをし、支給または徴収を行う事務。 ③情報照会事務 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報を他団体から入手する事務。					
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名 名					
子ども・子育て支援業務ファイ	ル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) ・第9条第1項、別表第1の第8、94					
4. 情報提供ネットワーク						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) ・第19条第8号及び別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育 て支援法」又は「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」が含まれる項 (情報提供) ・なし					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	福祉事務所					
②所属長の役職名	所長					
6. 他の評価実施機関						

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000 請求先

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

安芸市役所福祉事務所 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 連絡先 (電話番号)0887-37-9452

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年11月6日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和:					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワー	ークシステュ	ムを通じ	た入手を除く	.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	きある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[ 十分で	きある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	きある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(		
5. 特定個人情報の提供・移転	。 伝(委託や情報提供	ネットワーク	システム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[ ]接続	しない(入手)	〇 ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	きある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[  課題が残さ	れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検		[ ]	内部監査	[ ] 外	部監査	
9. 従業者に対する教育・	<b>李</b> 発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行	っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行っている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署②所属長	所長 山﨑 明仁	所長 山崎 美佳	事後	人事異動
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	所長 山崎 美佳	所長	事後	様式変更
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	<b>I</b> −1	令和31年4月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和2年11月6日	Ⅱ -2	令和31年4月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和3年9月1日		(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第7号及び別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法」又は「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」が含まれる項 (情報提供)・なし	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第8号及び別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法」又は「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」が含まれる項 (情報提供)・なし	事前	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利 用等に関する法律の改正によ る変更
令和5年6月21日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	(電話番号)0887-37-9452	(電話番号)0887-35-1009	事後	
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁 目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地 1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地 1	事後	庁舎移転